

中小企業のインドネシア進出に考慮すべきこと

中川 智明

今回は、中小企業がインドネシアに進出する時に考慮すべき事項について、焦点を当ててみました。以下、中小企業の進出に対してポジティブな事項を記載し、その後ネガティブな事項を記載したいと思います。

＜ポジティブな事項＞

●ネガティブリストの改正

2016年5月のネガティブリストの改正において、電子商取引、スポーツセンター、カフェ、レストラン、病院経営コンサルタント、廃棄物処理など、中小企業に適している事業についても、100%外資での進出が認められました。

●投資環境改善の為にパッケージ

ビザの規制緩和や投資許認可手続きの簡素化迅速化等の政策が策定実行されています。



(ショッピングモール内ラーメン店・ジャカルタ)

＜ネガティブな事項＞

▲最低投資額規制

最大の投資の障壁はこの最低投資額規制だと思われます。

例えば、レストラン運営を行うにしても、外国投資家は100億ルピア（約8,500万円）の投資（負債を含んでも構わない）と、25億ルピア（行政指導があり30億ルピアになることが多い）以上の資本投資（資本としての投資）を行わなければなりません。

当該最低投資額規制は、当初はそれほど厳しくなかったのですが、最近では当該事項に対しての厳しいチェックがあったり細かい説明を求められたりします。

レストランで100億ルピアというと、数店舗展開する投資規模だと思われますので、最初は一店舗から初めて様子を見ることは難しく、最初から大規模展開をする必要があると思われます。

▲外貨ヘッジ規制

2014年10月28日に発表された外貨ヘッジ規定（No.16/20/PBI/2014）は、新規の対外借入を行う企業に対してBB-（マイナス）以上の格付けの取得を義務付けています。

この規定は、親会社が格付けを取得している場合はそれを使用できるとしているため、大企業の多くは余り影響を受けません。

しかし多くの中小企業は格付けを取得しておらず、インドネシアでの資金調達時に格付けを取得しなければなりません。このため、あえて金利の高いルピアで資金調達する会社もあります。

＜その他の優遇策＞

上記以外にも経済政策パッケージの優遇策については、「1兆ルピア以上の投資」や「5,000人以上の企業」に対してのものが多く、大企業向けと思われるものが多く存在します。



(活気のあるジャカルタ市内)

【まとめ】

以上のように、良い面も悪い面もあるインドネシアの投資環境ですが、「投資しやすければ競合他社も投資しやすいので進出してくる」「投資しにくければ競合他社も投資しにくいので進出してこない」という側面もあります。

単純に「投資しやすければ良い」という「進出することが全て」という思考に陥らず、進出後のマーケットで事業を成功させることも含めた戦略が必要かと思われます。

投資環境の良い面と悪い面を認識して適切な準備計画をすることで、かならずや皆様の事業における能力が十分に発揮され、結果として進出が成功に至ると信じています。

